

川崎市港湾施設条例（抜粋）

（利用許可）

第3条 港湾施設（航路、泊地、防波堤、護岸、道路、運河及び港湾環境整備施設を除く。）を利用しようとする者は、市長（指定管理者が管理を行う港湾施設にあっては、指定管理者。第2項及び第3項、第5条第2項、第6条から第8条まで、第12条並びに第16条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 次に掲げる目的のため港湾環境整備施設を利用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- （1） 行商、募金その他これらに類する行為
- （2） 業として行う写真又は映画の撮影その他これらに類する行為
- （3） 興行
- （4） 港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会、展示会その他これらに類する催し

別表第2（第13条、第13条の2関係）

港湾環境整備施設等使用料又は港湾環境整備施設等利用料

種 別	単 位		金 額
行商、募金その他これらに類する行為	1 日		1,010 円
業として行う写真の撮影その他これに類する行為	1 日		5,090 円
業として行う映画の撮影その他これに類する行為	1 日		10,180 円
興行	1 日 1 平方メートルにつき		10 円
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う競技会、集会その他これらに類する催し	1 日 1,000 平方メートルまでごとに	2 時間未満	250 円
		2 時間以上 4 時間未満	500 円
		4 時間以上 8 時間未満	1,010 円
		8 時間以上	1,520 円
港湾環境整備施設の全部又は一部を独占して行う展示会その他これに類する催し	1 日 1,000 平方メートルまでごとに	4 時間未満	1,270 円
		4 時間以上 8 時間未満	2,540 円
		8 時間以上	3,810 円

港湾環境整備施設で行商・募金・撮影・興行・集会・ 競技会・展示会の実施を計画されている方へ

- 1 平成20年4月26日から川崎市港湾施設条例が改正され、以前は制限行為であった港湾環境整備施設内(公園・緑地等)の行商等の行為が許可行為となり、規則に基づく申請書の提出と使用料の納付が必要となりました。

川崎市港湾施設条例第3条第2項に規定された行為を計画されている方については、川崎港管理センター港営課までご相談いただき、利用許可申請書を提出してください。

- 2 申請をする場合は、利用許可申請書及びその添付書類を行商、募金については4開庁日前までに、撮影については15日前までに、また興行、集会、展示会等については20日前までに港営課に提出してください。申請は基本的に一日ごとに一申請となります。ただし、土日や連休に行う場合は合わせて申請することができます。

- 3 実施することに必要な消防法、食品衛生法等の各種法令の許可はあらかじめ受けてから申請してください。

- 4 許可書については利用前に必ず交付を受け、利用中に市職員及びその委託を受けた団体の職員から提示の要請があった場合は必ず提示してください。

- 5 市において許可書が作成された後の申請の変更、取り消しはできません。利用者の責めに帰さない事由以外の変更、取り消しについては使用料が発生します。

- 6 行商については基本的に駐車場以外の場所に車両等を持ち入れることはできません。車両で調理販売をする場合には、駐車場の一部を指定しますので、そこで行ってください。

- 7 許可を受けた場合には川崎市港湾施設条例(昭和22年川崎市条例第33号)及び同施行規則(昭和32年川崎市規則第31号)を遵守してください。